



平成 29 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 ソ ー バ ル 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 推 津 順 一  
( コ ー ド 番 号 : 2186 )  
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 管 理 部 長 舊 橋 学  
( T E L : 03-6409-6131 )

## 事業譲受に関するお知らせ

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、株式会社ユビキタス（以下、ユビキタス社）との間で、ユビキタス社が行うサービス&ソリューション関連の事業（以下、本件事業）を当社が譲受けることについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件開示は、平成29年3月23日付「事業譲受の基本合意に関するお知らせ」の公表事実について、その公表時点において未確定であった部分が確定いたしましたこと、当初の予定どおりに事業譲渡契約が締結されたことをお知らせするものであります。

### 記

#### 1. 事業譲受契約の経緯

当社は、国内有数の独立系組込みソフトウェア開発企業として、大手メーカーとの取引を通じ、デジタル製品の研究開発分野での実績を積み重ねてまいりました。昨今、IoTが注目される中で、当社にも数多くの引き合いがあり、IoT分野でより積極的に事業を展開することが、当社の成長に向け必要不可欠であると認識しておりました。

今回ユビキタス社が持つIoTプラットフォームに関連するソフトウェア、サービス、および技術を譲受けることで、IoT分野へのさらなる事業展開を推進いたします。また、ユビキタス社とは事業譲受後もIoT事業分野で提携し、ユビキタス社の組込み製品、事業譲受したIoTプラットフォーム、さらに当社のソフトウェア開発技術はもとより、今後さらに注力していくAIやクラウド、そのほかの分野でも技術連携することで相乗効果を高め、ユビキタス社とソーバルグループの既存顧客のニーズを追求し、さらなる発展・拡大を目指してまいります。

#### 2. 事業譲受契約の概要

##### (1) 本件事業の内容

ユビキタス社が営むIoT向けのハードウェア製品、クラウドサービス及びこれらを組み合わせたソリューションの開発、製造、販売及び提供を有する事業並びに技術者等を譲受けます。

##### (2) サービス&ソリューション関連の経営成績

ユビキタス社の平成28年3月期におけるサービス&ソリューション関連の売上高は、190百万円ですが、事業譲受の対象の売上高としては、一部の組込ソフトウェアに関する顧客取引は含まれていないため約90百万円となります。

##### (3) 取得対象事業における資産、負債

譲受の対象となる資産は、本件事業に関する商標権等の知的財産権を予定しており、本件事業に関する負債は譲受の対象に含まれません。なお、譲受ける資産規模につきましては、僅少であります。

##### (4) 譲受価額及び決済方法

金1円（現金決済）

### 3. 相手先の概要

(1) 名 称	株式会社ユビキタス	
(2) 所 在 地	東京都新宿区西新宿 1-21-1 明宝ビル 6 階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐野 勝大	
(4) 事 業 内 容	組込みソフトウェア製品の開発、販売等	
(5) 資 本 金	1,457 百万円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	2001 年 5 月 7 日	
(7) 純 資 産	2,984 百万円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	
(8) 総 資 産	3,095 百万円 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	
(9) 上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資 本 関 係	該当無し
	人 的 関 係	該当無し
	取 引 関 係	該当無し
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当無し

### 4. 日 程

(1) 取締役会決議日、 基本合意契約締結日	平成 29 年 3 月 23 日
(2) 事業譲渡契約締結日	平成 29 年 3 月 31 日
(3) 事業譲受期日	平成 29 年 4 月 1 日

※ なお、本件事業譲受は、会社法第 467 条第 1 項各号の規定に該当しないため、当社株主総会の決議を要しません。

### 5. 会計処理の概要

特記すべき事項はありません。

### 6. 今後の見通し

当社の今期（平成30年2月期）の業績に与える影響は軽微であると考えております。今後、業績に重大な影響を与えることが判明した場合には、速やかに開示いたします。

以上